

産業厚生常任委員会資料

令和3年10月21日

健康福祉部 高齢介護課

目 次

1. 介護サービス事業所における介護報酬返還について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

介護サービス事業所における介護報酬返還について

市が指定する地域密着型介護サービス事業所の実地指導を行った結果、2事業所において「加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）で定める人員基準を満たしていなかったことが判明したため、介護報酬の返還を求めます。

地域密着型通所介護事業所（定員18人以下の小規模なデイサービス）

1 指導内容<条例第59条の3第2号>

営業日ごとに1人配置するべき看護師を配置していなかった。

人員基準欠如による介護報酬の減算（70/100）を行わずに請求し、受領している。

2 返還金額（概算）

令和元年9月～令和3年2月サービス提供分

介護報酬分 約1,440万円

利用者負担分 約160万円

小規模多機能型居宅介護事業所（必要に応じて訪問、通い、宿泊のサービスを提供）

1 指導内容<条例第82条第11項>

介護支援専門員が必要な研修を修了していなかった。

人員基準欠如による介護報酬の減算（70/100）を行わずに請求し、受領している。

2 返還金額（概算）

令和元年12月～令和3年9月サービス提供分

介護報酬分 約2,620万円

利用者負担分 約340万円

介護報酬の返還方法について

事業所は、介護報酬分を兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ自主返還し、国保連は市へ請求する介護給付費から返還分を減額します。

利用者負担分は、事業所から利用者に返還されます。